

○延岡市移住・子育て住まい支援事業補助金の交付に関する規則

平成 28 年 6 月 30 日規則第 46 号
改正 平成 29 年 3 月 31 日規則第 16 号
改正 平成 29 年 12 月 20 日規則第 43 号
改正 令和 3 年 3 月 31 日規則第 12 号
改正 令和 4 年 1 月 5 日規則 第 2 号

延岡市移住・子育て住まい支援事業補助金の交付に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、移住世帯及び子育て世帯に対し、住宅の取得に要する費用の一部を補助し、市内の戸建住宅又は分譲マンション（以下「住宅用物件」という。）を取得する際の負担軽減を図ることにより、市内への移住及び定住並びに中古物件の市場流通の拡大を促し、もって本市における人口減少の抑制及び空家の解消に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住世帯 世帯構成員（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項に規定する住民票を編成する世帯を構成する者をいう。以下同じ。）が市内の住宅用物件を取得（住宅用物件を無償で取得した場合を除く。以下同じ。）し、本市に転入した世帯であって、同法第 22 条第 1 項に規定する転入の届出をした日（以下この号において「転入届出日」という。）から起算して 3 月以上当該住宅用物件に居住し続けている世帯又は本市に転入した世帯であって、転入届出日から起算して 1 年以内に市内の住宅用物件を取得し、3 月以上当該住宅用物件に居住し続けている世帯をいう。

(2) 子育て世帯 市内の中古物件を購入し、当該中古物件（中古物件を購入した日から使用し、又は収益することなく、購入した日から起算して 1 年以内に自らの負担において、当該中古物件を取り壊し、同一敷地内に戸建住宅を新築した場合の当該戸建住宅を含む。）に 3 月以上居住している世帯であって、18 歳以下の子（当該住宅用物件の所有者又はその配偶者の子（胎児を含む。）をいう。第 6 条第 3 項第 1 号において同じ。）が当該住宅用物件に居住した日から同居し続けている世帯をいう。

(3) 戸建住宅 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下この条において「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する建築物で、法別表第 2（い）第 1 号に規定する建築物（長屋を除く。）及び同表（い）第 2 号に規定する建築物（住居の用に供する部分の床面積の合計が当該建築物の延べ床面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）をいう。

(4) 分譲マンション 法別表第 2（い）第 3 号に規定する共同住宅の住戸（当該住戸を使用する権原が、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 1 項に規定する区分所有権であるものに限る。）をいう。

(5) 新築物件 新たに建築された住宅用物件であって、現に居住し、又は使用したことがないもの（法第7条第5項に規定する検査済証の交付の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。

(6) 中古物件 前号に定めるもの以外の住宅用物件をいう。

(7) 空家バンク 延岡市住み替え住宅バンクをいう。

(8) 高齢化区域 補助金の交付の対象となる中古物件を空家バンクの制度を利用して取得した日の属する月の初日において、高齢化率（65歳以上の高齢者の占める割合をいう。）が50パーセント以上の都市計画区域外の町の区域をいう。

（交付対象者）

第3条 この規則に基づく補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、移住世帯若しくは子育て世帯の世帯主又はその配偶者であって、補助金の交付の対象となる新築物件又は中古物件（購入した中古物件を取り壊し、同一敷地内に戸建住宅を新築した場合にあっては、当該戸建住宅。以下「補助対象物件」という。）の所有権（分譲マンションにあっては、区分所有権。以下同じ。）を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されていない者

(2) 市税等を滞納している者（その配偶者が滞納している場合を含む。）

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者

(5) この規則に基づく補助金の交付を受けたことのある世帯の世帯構成員

（補助対象物件）

第4条 補助対象物件は、所有権以外の権利の設定があるものであってはならない。ただし、当該補助対象物件の取得に要した資金の債務の担保として設定された抵当権であって、抵当権者が次のいずれかに該当する者であるときは、この限りではない。

(1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）による農業協同組合

(2) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）による漁業協同組合

(3) 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第4条に規定する許可を得ている信用金庫

(4) 労働金庫法（昭和28年法律第227号）第6条に規定する免許を得ている労働金庫

(5) 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行

(6) 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）による独立行政法人住宅金融支援機構

(7) 市長が前各号に規定する者と同等の業務を行うに足るものと認める法人

2 補助対象物件は、この規則による補助金の交付の対象となった物件であってはいない。ただし、担保権の実行としての競売により、交付対象者が補助対象物件を取得したときその他市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

3 交付対象者が属する世帯の世帯構成員のいずれかが、補助対象物件が存する土地の所有権を有していないときは、当該土地を利用する権利を有していなければならない。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象物件に居住を開始した日から起算して1年3月以内に、延岡市移住・子育て住まい支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象物件の位置図(縮尺が2,500分の1以上のもの)

(2) 補助対象物件が存する土地の字図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し)

(3) 補助対象物件及び当該物件が存する土地に係る不動産登記法第119条第1項に規定する登記事項証明書

(4) 申請者の属する世帯全員の住民票

(5) 申請者及びその配偶者の市税等完納証明書

(6) 補助対象物件に係る契約書の写し

(7) 前号の契約に係る代金を支払ったことを証する書類(領収書又は補助対象物件の取得に要した資金について第4条第1項各号に規定する者から融資を受けたときは、当該融資証明書)の写し

(8) 補助対象物件の現況写真

(9) 空家バンクの制度を利用し、高齢化区域内の中古物件を購入した場合において、売買契約に手数料を要したときは、その手数料を支払ったことを証する書類の写し

(10) 空家バンクの制度を利用し、高齢化区域内の中古物件を購入した場合において、当該中古物件に散在する家財等の撤去及び処分に費用を要したときは、その費用を支払ったことを証する書類の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する書類のうち、市長が不要と認める書類については、省略することができる。

3 第1項の場合において、交付対象者が2人あるときは、そのうち1人が補助金の交付を申請するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の基礎となる額(以下この条において「基礎額」という。)は、次の表の左欄の交付対象者の区分ごとに右欄の額とする。ただし、基礎額は、補助対象物件の取得金額(土地及び建物が併せて取引され、建物に係る取得金額の仕分けが困難であるときは、不動産売買契約金額から取得年度における土地の固定資産税課税標準額を減じて得た額を建物に係る取得金額とみなすものとし、建物に係る取得金額に消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)が含まれているときは、当該取得金額から消費税相当額を控除するものとする。)

又は補助対象物件の新築工事に係る工事請負金額（当該工事請負金額に消費税が含まれているときは、消費税相当額を控除するものとする。）に 10 分の 1 を乗じて得た額を超えることはできないものとする。

交付対象者の区分	金額
移住世帯であって、新築物件を取得したとき。	80万円
移住世帯であって、中古物件を取得したとき。	50万円
子育て世帯であって、中古物件を取得したとき。	20万円

2 前項の規定による基礎額に、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の額は、前 2 項の規定により算定した基礎額に、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を加えた額とする。

(1) 交付対象者に同居する 18 歳以下の子がいる場合 1 人につき 10 万円（移住世帯であって新築物件を取得したときは 20 万円、移住世帯であって中古物件を取得したときは 50 万円、子育て世帯であって中古物件を取得したときは 80 万円を上限とする。）

(2) 空家バンクの制度を利用し、中古物件を取得した場合（次号に掲げる場合を除く。）
20 万円

(3) 空家バンクの制度を利用し、高齢化区域内の中古物件を取得した場合

30 万円、売買契約に要する手数料（印紙代を除く。）の額（その額が 5 万円を超えるときは 5 万円）並びに中古物件に散在する家財等の撤去及び処分に要する費用の額（その額が 10 万円を超えるときは 10 万円）を合計した額

（補助金の交付及び不交付の決定）

第 7 条 市長は、第 5 条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、交付を決定し、延岡市移住・子育て住まい支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

2 市長は、申請の内容を審査し、予算の範囲を超えるとき又は補助することが不適当と認めるときは、不交付を決定し、延岡市移住・子育て住まい支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により通知する。

（補助金交付の請求等）

第 8 条 交付決定通知書の交付を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し補助金請求書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、遅滞なく当該請求に係る補助金を交付するものとする。ただし、請求に不備があったときは、この限りではない。

（申請の取下げ）

第 9 条 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付を受けるまで申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げようとする者は、延岡市移住・子育て住まい支援事業補助金交付申請取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 延岡市移住・子育て住まい支援事業補助金交付申請取下届が提出されたときは、補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、第7条第1項の規定により交付の決定を受けた者が、虚偽の申請又は書類の偽造等により、不正に交付の決定を受けたと認めたときは、交付の決定を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽の申請又は書類の偽造等により、不正に交付を受けたと認めたときは、補助金の全部の返還を求めるものとする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の延岡市移住・子育て住まい支援事業補助金の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月20日規則第43号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の延岡市移住・子育て住まい支援事業補助金の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に延岡市移住・子育て住まい支援事業補助金の交付に関する規則第3条に規定する補助対象物件に居住を開始した者について適用し、同日前に居住を開始した者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年1月5日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。